

令和3年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第3号）

1 令和3年12月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至		

3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 尾尻康二

4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番	進藤雅通	8番	森 ルイ
----	------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 議案第72号 大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第73号 大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第74号 大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 第 4 議案第 7 5 号 大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 7 6 号 大崎上島町水道新設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7 7 号 大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 8 号 大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 7 9 号 字の区域の変更について
- 第 9 議案第 8 0 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 0 議案第 8 1 号 令和 3 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 8 2 号 令和 3 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 8 3 号 令和 3 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 8 4 号 令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 8 5 号 令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 8 6 号 令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 8 7 号 令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 8 9 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 8 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 9 発議第 4 号 離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）について
- 第 2 0 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開会

○副議長（水橋直行君） おはようございます。

これから本日の会議を始めます。

本日、尾尻議長が欠席のため、副議長が議長の代わりを務めさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

これにより、会議録署名議員に森 ルイ議員を追加の指名をします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） 日程第1、議案第72号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より議案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第72号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、保育所等事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業に係る諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応も可能である旨を規定するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これについては特に異議を申し上げるものではありませんが、ただ、今の時期になってまだこんなのが出てくるというか、例えば公共事業なんかにおいてはもうはるか昔、10年以上前から電子納品だったり何だったりそういうデジタル化の手続きは取られてるんですね。これは保育事業者のところの話ですけど、例えば一個人が町のホームページから何か申請書類様式をダウンロードして、これを申請を行うといった際にも、例えばPDFで印刷したものに手書きをしたりとか、こういった手続きの仕方という

のは非常に非効率であると思うんです。今、国のほうでもデジタル庁が開設されて、ちょっと町としても抜本的なところをきちんと改善していけるように、例えばデジタル推進課のような独立した課を設置してきちんと、今例えば企画の情報系のところでやってるのはネットワークの関連だけだと思うんですけど、そうではなくてホームページとか例えば申請書類の様式であったりとかそういったものまできちんと見直せる体制をつくるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） 閑田議員がおっしゃられるとおりであると思います。これから私たちの町での費用対効果というようなものもあろうかと思うんです。そういったことも含めながら、これからも電子申請であったり住民が便利に様々な申請ができるような対応を考えてまいりたいと思っております。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 要は、効率の話ですね。住民の使いやすさもそうですけども、これが一番ですけども、今日本全国が、当然役場とか自治体もこれは当然といえば当然の話なんですけど、少子・高齢化の中で新規採用がどんどん難しくなっている。要は、人材不足なんですよね。じゃあ、それをどこで効率化していくかというところの話にも関わってくると思うので、しっかりとこれは検討して早急に結論を出していくべきだと思いますんで、よろしく願います。答弁は結構です。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第72号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第2、議案第73号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より議案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第73号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、家庭的保育事業等の業務負担軽減等を図る観点から、事業に係る諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応も可能である旨を規定するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第73号大崎上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、議案第74号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第74号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の健康保険法施行令の一部改正に伴い、大崎上島町国民健康保険条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、産科医療補償制度の見直しにより掛金加算額が4,000円引き下げられることに伴い、出産育児一時金を4,000円加算し、現在の支給総額42万円を維持するものでございます。

施行期日は、令和4年1月1日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第74号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第4、議案第75号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第75号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成15年の3町合併時に料金を統一して以降、18年間料金改定が行われなまま現在に至っております水道料金について、今後も施設の適正な維持管理及び安定したサービスを供給するために安定した財政基盤の構築が必要なことから、一層の事業の効率化や経費削減等による経営努力を徹底するとともに、受益者負担の原則に基づき、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ検討した結果、水道料金を平均6.6%値上げすることとし、本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日といたしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について詳細を説明いたします。

水道事業会計については、有収率の向上や施設の統廃合などによる維持管理経費の削減など独立採算に努めてきたところですが、人口の減少、単身世帯の増加など水事業の大幅な変化により料金収入が減少傾向にあり、一般会計からの基準外繰入金に依存し水道事業会計を運営している状況にあることから、経営健全化の確保を図るため、料金改定を行うものです。

主な改正内容は、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、65歳以上一人暮らし老人の減免制度を廃止し、一般と同一料金体系とすることとしております。同一料金体系にするに当たっては、現在多くの高齢者の使用水量が一般基本水量の10立方メートル以下となっていることから、料金改定に伴う急激な負担増による影響を緩和するため、基本水量を低くし少水量利用者の負担軽減を図ることとし、現行の一般基本水量10立方メートル、料金1,650円を、一般用基本水量7立方メートル、料金1,375円に改正することとしております。超過料金については、現行1立方メートル当たり209円を220円に改定することとしております。また、用途別に定めております官公署用、工業用①、工業用②についても所要の改正を行っております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第75号大崎上島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第5、議案第76号大崎上島町水道新設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第76号大崎上島町水道新設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成15年の3町合併時以降、改定が行われずに現在に至っております水道加入者分担金の額について改正を行うものでございます。

主な改正内容は、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申に基づき、本条例第3条で規定する別表において口径別の分担金の額を近隣の市町村、3市町村の平均の額に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第76号大崎上島町水道新設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第6、議案第77号大崎上島町下水道条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第77号大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成15年の3町合併時に使用料の額を定めて以降、18年間改正が行われな
いまま現在に至っております下水道使用料について、今後も施設の適正な維持管理及び安
定したサービスを供給するために安定した財政基盤の構築が必要なことから、一層の事業
の効率化や経費削減等による経営努力を徹底するとともに、受益者負担の原則に基づき、
大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ下水道使用料金体系の見直しを行うと
ともに、下水道使用料を平均18.7%値上げすることとし、本条例の一部を改正するも
のでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいま
すようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例について詳
細を説明いたします。

下水道事業会計については、施設維持管理経費の削減など独立採算に努めてきたところ
ですが、人口の減少などにより使用料収入が減少傾向にあり、一般会計からの繰入金に依
存し下水道事業会計を運営している状況にあることから、経営健全化の確保を図るため、
使用料を改定するものです。

主な改正内容は、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、現行の世帯人員
割から従量制への改正と高齢者家庭世帯員全てが70歳以上及び世帯員3歳以下の免除の
減免制度を廃止し一般と同一体系とし、併せて店舗を有し営業を行うものについても一般
に改めることとしております。また、多くの高齢者の水道使用水量が10立方メートル以
下となっていることから、急激な負担増を回避するため、水道事業と同じく基本排除量を
7立方メートルとしております。具体には、第19条第1項で使用料の算定法は一月につ
き公共下水道に排除した汚水の量に応じて別表に定めるところによる算定した額とし、同
条第2項では排除量の算定について、水道水を使用した場合はその使用水量、別表、一般

家庭1世帯2, 750円、世帯員2人目より440円を、一般、基本排除量7立方メートルまで、基本使用料の額2, 970円、超過使用料の額、1立方メートルにつき100円に改正し、水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量の算定は使用者の使用の実態を勘案して認定することとしております。公的施設については、個別の基本使用料を基に所要の改正を行っております。また、第19条の2では、メーター設置などについて新たに規定しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第77号大崎上島町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第7、議案第78号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第78号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する

条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成15年の3町合併時に使用料の額を定めて以降、18年間改正が行われな
いまま現在に至っております集落排水使用料について、今後も施設の適正な維持管理及び
安定したサービスを供給するために安定した財政基盤の構築が必要なことから、一層の事
業の効率化や経費削減等による経営努力を徹底するとともに、受益者負担の原則に基づ
き、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、集落排水使用料、使用料金体系
の見直しを行うとともに、集落排水使用料を平均18.7%値上げすることとし、本条例
の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日といたしております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいま
すようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
の詳細について説明いたします。

集落排水事業会計については、施設維持管理経費の削減など独立採算に努めてきたとこ
ろですが、人口減少などにより使用料収入が減少傾向にあり、一般会計からの繰入金に依
存し集落排水事業会計を運営している状況にあることから、経営健全化の確保を図るた
め、使用料を改定するものです。

主な改正内容は、大崎上島町上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、現行の世帯人員
割から従量制への改正と高齢者家庭（世帯員全てが70歳以上）及び世帯員3歳以下の免
除の減免制度を廃止し一般と同一体系とし、併せて店舗を有し営業を行うものについても
一般に改めることとしております。また、多くの高齢者の水道使用水量が10立方メー
トル以下となっていることから、急激な負担増を回避するため、水道事業と同じく基本排除
量を7立方メートルとしております。具体には、第20条第2項で使用料の算定方法は一
月につき集落排水施設に排除した汚水の量に応じて別表に定めるところにより算定した額
とし、同条第3項では排除量の算定について、水道水を使用した場合はその使用水量、別
表、一般家庭1世帯2,750円、世帯員2人目より440円を、一般、基本排除量7立
方メートルまで、基本使用料の額2,970円、超過使用料の額、1立方メートルにつき
100円に改正し、水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量の算定
は使用者の使用の実態を勘案して認定することとしております。公的施設については、個

別の基本使用料を基に所要の改正を行っております。また、第20条の2では、メーター設置などについて新たに規定しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第78号大崎上島町集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第8、議案第79号字の区域の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第79号字の区域の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、地籍調査事業において調査した東野地区、垂水地域の字界が入り乱れているため、大豊広の12筆を上豊広に、9筆を小屋ヶ迫に、5筆を大畑ヶに字界を変更し、下豊広の10筆を上豊広に、平垣内の1筆を前条に端境を変更し、整理するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第79号字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第9、議案第80号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第80号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,599万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,712万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、地域情報化推進事業、ふるさと納税推進事業、向山地区浸水対策調査、災害復旧事業の執行に要する経費の追加計上等、その他事業の施行に伴い、予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものであります。第2表繰越明許費

補正では、町有財産管理費等4事業についてその事業費を翌年度に繰り越すこととしたし、第3表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。歳入予算では、国県支出金、寄附金、町債を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正では、新たに町有財産管理費等、年度内の完了が見込めない4事業4億7,102万9,000円について次年度に繰り越すこととしております。

6ページをお願いします。

第3表地方債の補正では、農業集落排水事業繰出金290万円、道路橋梁災害復旧事業130万円を新たに計上し、その他事業費の増額に伴い所要の調整を行いましたので、起債の限度額について5事業の総額で1億5,690万円の増額を行っております。

10ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として給付実績見込みに伴い自立支援給付費負担金156万4,000円などの追加計上を、国庫補助金の総務費国庫補助金では、生野島－契島間の海底ケーブル敷設事業に対する補助として高度無線環境整備推進事業補助金1億4,653万1,000円を、民生費国庫補助金では、システム改修に対する補助として子ども・子育て支援事業費補助金110万円を新たに計上しております。

県支出金では、県負担金の民生費県負担金として給付実績見込みに伴い自立支援給付費負担金78万2,000円の追加を計上し、11ページをお願いします、引き続き県支出金ですが、県補助金の民生費県補助金として給付実績見込みに伴い重度障害者医療費支給事業70万2,000円等の追加を計上しております。

寄附金では、受納見込みに伴いふるさと納税寄附金670万円の追加を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため財

政調整基金繰入金3,614万9,000円の追加を計上しております。

次に、町債ですが、12ページをお願いします、総務債では、事業費の追加に伴い大崎上島情報化推進事業1億4,650万円の追加を、農林水産業債では、特別会計の補正に伴い農業集落排水施設整備事業繰出金290万円の新たな計上を、土木債の道路橋梁債では、事業費の追加により町道明石原田線改良事業400万円、河川債では、県営事業負担金の増額に伴い県営急傾斜地崩壊対策事業負担金220万円の追加を計上し、災害復旧事業債では、道路橋梁災害復旧事業130万円を新たに計上しております。

13ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では、総務管理費の財政管理費にふるさと納税寄附金の受納増額見込みに伴う返礼品事務等に要する経費としてふるさと納税推進事業475万3,000円の追加を、企画費では、生野島－契島間の海底ケーブル敷設事業に要する経費として地域情報化推進事業2億9,306万2,000円の追加を計上しております。

次に、民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費として国民健康保険事業特別会計繰出金27万7,000円の追加を、14ページをお願いします、障害者福祉費では、前年度事業の精算に伴う返還金及び給付実績見込みに伴い介護給付・訓練等給付費963万円の追加等を、介護保険費では、社会福祉法人利用者負担金助成金として介護保険事業対策諸費15万円の追加計上を、児童福祉費の児童福祉総務費では、児童手当システムの改修に要する経費として児童手当等事務費110万円等の追加を、生活保護費では、15ページをお願いします、扶助費に前年度事業の精算に伴う返還金等として生活保護費778万円の追加を計上しております。

次に、衛生費では、上水道費の上水道費に水道事業会計の補正に伴う財源として上水道事業会計補助金82万5,000円の追加を。

農林水産業費では、農業費の農業総務費に全国かんきつ研究大会の負担金として農業総務諸費30万円の追加を、農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金309万5,000円、向山地区浸水対策調査設計業務等に要する経費として農地整備諸費832万3,000円の追加等を、16ページをお願いします、水産業費の漁港管理費では、漁港管理特別会計繰出金76万6,000円、漁港建設費では、漁業集落排水事業特別会計繰出金49万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

次に、土木費ですが、道路橋梁費の道路維持費では、町道等の維持管理に要する経費として道路維持費600万円の追加を、道路新設改良費では、町道明石原田線改良事業40

0万円の追加を、河川費の急傾斜地崩壊対策費では、県営事業費の増額に伴い県営急傾斜地崩壊対策事業負担金244万6,000円の追加を計上しております。都市計画費では、17ページをお願いします、公共下水道費に公共下水道事業特別会計繰出金49万5,000円の追加を、空き家等対策費では、助成見込み件数の増に伴い空き家等対策事業195万4,000円の追加を計上しております。

次に、災害復旧費ですが、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、8月の豪雨災害で被災した町道盛谷平黒線の災害復旧に要する経費として道路橋梁災害復旧事業680万円、被災者生活再建支援費の地域再建被災者住宅等支援費では、8月豪雨に伴う住宅環境整備及び敷地内の土砂撤去費用への支援として地域再建被災者住宅等支援事業120万円を新たに計上しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 13ページの財政管理費の中のふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税には2つあると思うんですが、その2つに分けた中の企業納税の分は返品は要らないですけども、個人で納税した分については返品が要ると思う。返品についての今当町の返品の金額の割合は何%の金額の返品をしとるのかということ、それとも一つ、今後返品の品物の数をどういうふうな形で増やしていったら全国の人に分かりやすく伝えていくのか。これは推進事業という言葉があるんで、そこの中でお伺いいたします。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 信谷議員の質問にお答えします。

まず、返礼品の率でございますが、30%以内となっております。以降、返礼品等の充実ということだと思いますけども、本町の特産品等よりよいものを検索しながらサイト等、またそちらに登録いたしましてより一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） それと、もう一つ聞きたかったのは企業版のふるさと納税ですよ。そのところについては、今後どういうふうな見込みがあるのか、増えていきよんか減っていきよんか、それとその目的、その分についての指定目的があると思うんですけども、その辺のことを教えていただきたい。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 信谷議員のご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税に関しましては、本町のまち・ひと・しごと総合戦略、こちらに記述のあります事業全てにおいて企業から寄附を受けることは可能となっております。昨年度1社150万円、本年度も1社150万円、今寄附の状況はございます。今後も、企業版ふるさと納税に関しましてはまち・ひと・しごと総合戦略の事業全てに対応ができるように企業の方にまたPRをしていきたいと思っております。

○副議長（水橋直行君） 信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 最後なんで。指定企業という、この指定、企業からもらったものをどこどこにしてくれという指定があるはずなんですけど、その辺のところはどういうふうに今現在なってます。

○副議長（水橋直行君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 現状につきましては、一般社団法人のAUSTに関する事業に指定の寄附の希望がございます。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 16ページ、8款の土木費、道路橋梁費のところですね。道路維持費で600万円ということなんですけども、災害対応等で追加が必要になったというような説明だったかと思うんですが、これは特定の箇所の工事ということになるわけですかね。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

道路維持費ということで、本町の全域の側溝清掃、また路面清掃に使用していきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 確かに災害時の残骸がいまだに残っているところもあって、早い対応をとということであろうと思いますし、ただちょっとこの時期に維持管理に関する委託料として600万円となると、どのみち年度末でしょ。ちょっと規模的にどうなんかなと思ったんですけど、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 規模的には今の見込みで上げさせていただいております。これで足りるかどうかというのはまた今後の気象条件、その他いろんな条件によって変わることとなると考えておりますけれども、現在のところこの金額で年度末までいきたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） いいですか。

ほかにございませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 16ページの今閑田議員が上げ、土木費の中の河川費があります。その中に急傾斜地崩壊対策事業費として町債が220万円、一般財源で24万6,000円で244万6,000円、これは県営の分の事業費が膨らんだ分の県からの通知額で増えたんじゃないと思うんですけど、県から、課長、これは幾ら来ました、通知額が。これは多分鮎崎西と長江分じゃろうと自分では思うんですが、違いますか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ご指摘のとおり県営事業の負担金でございます。通知の箇所としては、おっしゃるとおり鮎崎西、長江地区でございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） それでは、課長、県からの通知額は幾らでした。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 通知額については、当初予算ということで当初予算にまず上げさせてもらっていて、その後は9月補正前にまた補正で上げさせていただいております。それからまた、事業の進行状況によって今回12月補正ということで上げさせていただいております。今ご指摘のあった鮎崎西については、当初予算100万円、それから9月補正で400万円、12月補正で211万円を上げさせていただいております。長江地区については、当初100万円、9月補正で200万円、それから12月補正で100万円ほどの事業実施があるということで県から通知がございました。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、これこのたび今言うように鮎崎西と長江分としての県からの増額分の通知額というのは195万4,000円じゃないのかな。違う。それが今言うように244万6,000円になつとるから変じゃな思つてちょっと課長お聞きしたんじゃないけど。合計で多分これ鮎崎西と長江分では195万4,000円じゃったと思うぞ、県から来た通知額は。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 一応県のほうから最終この金額で今足りるというふうに通知がありましたので、事業費は不足がないようにこの金額、今補正の金額で上げさせていただいております。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第80号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり決定されました。

しばらく休憩いたします。

10時10分より再開いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時10分 再開

○副議長（水橋直行君） 休憩を解いて会議を再開します。

○副議長（水橋直行君） 日程第10、議案第81号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第81号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,369万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,519万8,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、県支出金1億1,341万2,000円、繰入金27万7,000円を追加計上しております。

歳出予算では、療養給付費等の実績見込みに伴い保険給付費1億1,367万6,000円、前年度収入の精算に伴い基金積立金402万9,000円の減額及び諸支出金に償還金404万4,000円の追加を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第81号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第11、議案第82号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第82号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,153万8,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金8万8,000円を追加計上し、歳出予算では、保険料還付金8万8,000円を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第82号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第12、議案第83号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第83号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ49万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,457万4,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、繰越明許費として公共下水道施設建設費1億2,534万4,000円を翌年度に繰り越すこととしております。

歳入予算では、繰入金49万5,000円を追加計上し、歳出予算では、下水道使用料改定に伴うシステム改修経費として総務管理費49万5,000円を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第83号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第13、議案第84号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第84号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ599万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,856万7,000円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金309万5,000円、町債290万円を追加計上いたしております。

歳出予算では、使用料改定に伴うシステム改修経費として総務管理費49万5,000円を、片首マンホールポンプ場貯留ピット新設工事に要する経費として農業集落排水施設建設費に550万円を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 8 4 号令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第 1 4、議案第 8 5 号令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 8 5 号令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 1 6 0 万 4, 0 0 0 円と定めるものです。

歳入予算では、繰入金 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加計上し、歳出予算では、使用料改定に伴うシステム改修経費として総務管理費 4 9 万 5, 0 0 0 円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 85 号令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第 15、議案第 86 号令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 86 号令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第 1 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 77 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 616 万 8,000 円と定めるものです。

歳入予算では、前年度繰越金 1 万円、一般会計繰入金 76 万 6,000 円を追加計上しております。

歳出予算では、漁港施設の修繕費として一般管理費 77 万 6,000 円を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第86号令和3年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第16、議案第87号令和3年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第87号令和3年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収支及び支出の予定額において水道事業収益を5億19万7,000円、水道事業費用を4億9,864万3,000円と定めるものです。

収益的収入では、一般会計補助金82万5,000円を、収益的支出では、水道料金改定に伴うシステム改修費として委託料82万5,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 87 号令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第 17、議案第 89 号令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 89 号令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 8 号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和 3 年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,740 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 2,453 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援施策、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に要する経費について所要の補正を行うものです。財源は、その全額を国庫支出金により賄うことといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 数日前、安芸高田市でしたかね、10万円、要は残り5万円部分も全部現金で配りますというような表明をされたと思うんです。それに併せて近隣市町のところにも聞き取りがマスコミのほうからあったようですけども、恐らくうちはまだ検討していないとか何かそんな感じの回答をしとったんじゃないんかと思うんですけど、私は別に現金だろうとクーポンだろうと何でもええと思うんですけど、一応ちょっと世間から注目されてるところなんで、どのようにお考えかお聞かせいただければ。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） 今、国のほうで議論がされておりますけども、まだ国の考え方が確定はしてないというふうに理解をしておりますけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援施策というふうに私は理解しております。多くの、私の町でアンケートを取っているわけではありませんけども、そういった意味では、どちらでもいいということになれば現金のほうがいいのではないかというふうに今考えているところです。

○副議長（水橋直行君） よろしいですか。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 今の臨時交付金の子供の措置なんですけど、それを2つに、クーポンと2つに分けてやると、クーポンつくるときにもまたお金がかかり、配付するときにも職員の手間がかかる。二重手間みたいなのところがあるので、ぜひとも10万円現金で渡してほしいというので、国のほうでは5万円とクーポン分けるときには、クーポンの分でどうしてそういう、理由を出しなさいということになってるみたいですけども、その辺のことも含めてよく検討をして、なるべくなら皆さん現金のほうが喜ぶんと職員さんの手間を考えたらやっぱり現金がいいと思います。ただ面倒くさいのはさっき言ったようにどう理由でクーポンじゃいけないのかというふうな理由を書きなさいというところがあるので、そこんところは作文でも何でもええ、してあげてください。ぜひとも10万円と職員さんの軽減負担によろしく願いいたします。

○副議長（水橋直行君） 答弁は必要ないですか。

○5番（信谷俊樹君） いいです。同じ答えだと思うんで。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第 89 号令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 8 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第 18、議案第 88 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 88 号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、大崎上島町本庁舎空調設備更新工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、11月22日指名競争入札を執行した結果、信谷建設株式会社が落札し、11月26日に契約金額 7,975 万円で仮契約を締結いたしております。

工事の概要は、住民等の来庁環境及び職員の職場環境の向上を図ることを目的に老朽化等により頻繁に支障が発生している役場本庁舎及び東野文化センターの空調設備を更新するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第88号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第19、発議第4号離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

渡辺年範議員。

○3番（渡辺年範君） ちょっとマスクを外させていただきます。

それでは、趣旨説明を行います。

発議第4号離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

離島振興法は、昭和28年に制定されて以来、6次にわたり改正、延長とともに施策の充実が図られ、離島の振興に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、離島における本土との地域格差は引き続き対応すべき課題であり、一層強力に離島振興政策を推進していく必要があります。

このような中、現在の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう政府に意見書を提出するものであります。

以上で発議第4号の趣旨説明を終わります。

○副議長（水橋直行君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第4号離島振興法の改正・延長を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第20、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和3年第4回大崎上島町議会定例会を閉会します。

午前10時39分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

署名議員